

告示第七十六号

昭和五十九年六月二十五日

昭和五十九年十一月一日から発行する日本銀行券壹万円、五千円及び千円の様式を定める件

大蔵省

日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第三十三条の規定に基づき、昭和五十九年十一月一日から発行する日本銀行券壹万円、五千円及び千円の様式を次のように定める。

大蔵大臣 竹下 登

日本銀行券千円の様式

裏		表		用紙	寸法
印	地	記号及び番号	印	夏目漱石肖像及び識別のための記号（点字の「ア」を圖案化したもの）の白黒	縦 七十六ミリメートル 横 百九十三ミリメートル
草	模様	1000及び彩色模様	草	1000及び彩色模様	
赤色	灰味紫色及び灰味黄緑色	暗い緑味青色	赤色	暗い緑色及び暗い緑味青色	
		黒色	暗い黄色、にぶ緑色、灰味青色、灰味紫色及びにぶ赤紫色		

表面



裏面

